

早稲田大学  
図書館所蔵 市島謙吉編 「大隈家収蔵文書」(抄録) 上

早稲田大学史資料センター編  
『大隈重信関係文書』編集担当

はじめに

現在、大学史資料センターでは、大隈重信に宛てられた書翰を翻刻・整理し、これを全十一巻に収録する『大隈重信関係文書』を編纂している(みずす書房刊、二〇〇四年)。この『関係文書』では、早稲田大学図書館が所蔵する大隈家旧蔵「大隈重信関係文書」を中心に、同図書館が所蔵するその他の大隈宛書翰、本センターおよび佐賀市大隈記念館が所蔵する大隈宛書翰等を収録しているが、これらはいずれも書翰原本が伝存し、その筆跡・字影を確認できるものを対象としている。

一方、この『関係文書』の編纂を進めていく中であって、原本の所在が確認できず、現状では活字本・筆写本としてのみ見ることができると書翰の存在が明らかになってきた。そうした大隈宛の書翰を含む資料集として、活字本とし

ては日本史籍協会編『大隈重信関係文書』（日本史籍協会叢書、全六冊）、筆写本としては小精廬主人編「大隈家収蔵文書」<sup>(1)</sup>が挙げられる。<sup>(2)</sup>

この後者の小精廬主人編・筆写本「大隈家収蔵文書」は都合十冊に和綴じ製本されており、全篇が墨書である。所蔵者は早稲田大学図書館特別資料室（請求番号リ五・五八八〇）で、以下のURLによりその画像情報がHTMLおよびPDFファイル形式にて公開されている。

[http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/ri05/ri05\\_05880/index.html](http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/ri05/ri05_05880/index.html)

[http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ri05/ri05\\_05880/](http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ri05/ri05_05880/)

本「収蔵文書」中、収録された各書翰の先頭頁の表題は次の通りである（ページ数はPDF画像の番号）。

- 第一冊 「三条実美書翰 三十四通」(四〇九)、「三条公手紙 二十四」(九一〇一五二)
- 第二冊 「岩倉具視書翰 六十六通」(三〇一五三)
- 第三冊 「大久保利通公書柬 十五通」(三〇四二)、「木戸孝允書簡 十四通」(四三〇一〇六)
- 第四冊 「伊藤博文書翰 十八通」(三〇七七)、「伊藤博文書簡 十七通」(七八一五四)
- 第五冊 「黒田清隆書翰 七通」(三〇一九)、「徳大寺実則文書九通」(二〇三四)、「黒田清隆書翰写 榎本武揚宛(明治廿二年) 併伊東巳代治、金子堅太郎、大島圭介書翰写各一通」(三五九五)
- 第六冊 「井上馨書翰 二十九通」(三〇一〇九)
- 第七冊 「寺島宗則書翰 十五通」(三〇五四)、「伊達宗城 一 寺島宗則六 副島種臣 一 八通」(五五七九)、「佐野常民書翰 十通」(八〇一七八)

第八冊 「五代才助書翰一 十六通（四十三通内）」（三〇〜九七、このうち四〇〜五八は「意見書附録」）、「五代才助書翰二 終二十七通（四十三通内）」（九八〜一九四）

第九冊 「表題欠」（三〇〜三五）<sup>3</sup>、「加藤高明一 田中光頭一 二通」（三六〜五四）、「小原鉄心一 榎本武揚一 香川敬三一

植村正直松田道之連名一 小野粹一 五通」（五五〜七四）、「伊藤博文一 浅野長勲一 川路利良一 三野村利左衛

門一 広沢真臣一 富岡敬明一 小松帯刀一 七通」（七五〜九三）、「藤田茂吉一 福地源一郎一 細川潤次郎一

新島襄一 三宮義胤一 岩村通俊一 九通」（九四〜一一一）、「島義勇 十二通」（一二二〜一四五）

第十冊 「山県有朋 二通」（四〜一一）、「山県有朋書翰 三通 内谷千城書翰老通」（一二〜二〇）、「伊達宗城書翰 三通」（二

一〜三三）、「沢宜嘉書翰 三通」（三三〜三九）、「大木喬任書翰 二通 内九鬼隆一書翰老通」（四〇〜六一）、「表題

欠」（六一〜七八）<sup>4</sup>、「福沢諭吉書翰 十五通」（七九〜一二九）、「陸奥宗光書翰 十三通 外に岩橋徹輔書翰二通（壹

抜）」（一三〇〜一六二）、「岩橋徹輔書翰 三通」（一六三〜一七五）

小精廬主人こと市島謙吉が「収蔵文書」を編集した経緯は、自ら記したその序文に明らかであるから、その全文を紹介しておこう。

此文書は大隈家に蔵する書簡也。老侯薨去後、未亡人其の散佚して世間に流布せんことを虞れ一炬に附せんとして、余に意見を徴せらる。余は当時恰かも侯の伝記編纂を企てつ、ありし折柄とて、其の然る可らざることを謂ふて切に押し止め、自から其の整理の衝に当るべきを約し、茲に一諾を得たり。爾来式十六函に納めたる書簡を点検し、為めに十数日を費したれども、全部を通覧したるにあらず、但た伝記の材料となるべき特に重要なものを随つて見れば随つて写手に廻したる、哀然千余枚に及ひたり。後、史籍協会の請に依り渡辺幾次郎氏<sup>前</sup>多少整理して刊行しつ、あるもの、既に三冊を出したり。此の刊行文書は此

の文書を悉く収め居れども、これは予か自から選択し且つ伝記の資料に充てたるものにて、予には記念すべき因縁あるものなり。仍て散佚を慮り、今次製本して家に蔵すること、なせり。昭和九年二月上流 小精廬主人

右によれば、この「収蔵文書」は一九二六（大正一五）年に完成した大隈の正伝『大隈侯八十五年史』編纂のため、筆写されたものである。また、渡辺幾治郎が中心となって編纂された前述の日本史籍協会編『大隈重信関係文書』（一九三五年四月最終巻発行）より、九年以上前には完成していたことになる。

実は、「収蔵文書」と史籍協会本には、重複して掲載する書翰が多く見られる。しかし、両者を比較すると間々文字の異同があり、合理的に文字を解釈・翻刻したと思われる史籍協会本に対し、「収蔵文書」の方は書き手の間違いまで忠実に写している傾向がある。また、「収蔵文書」の方においては、巻封の場合はその形態が図示されているほか、文字についても全書翰に「校了」「校合」等の書き込み（市島自身の字であろう）が入っており、原本の内容を正確に残そうとした意識がうかがえる。その点で、「収蔵文書」は書写による二次資料といえども、資料的な信頼性は相応に担保されているといえよう。本稿冒頭で述べた、現状において原本を確認できない収録書翰については、特に貴重であると考えられる<sup>(5)</sup>。

そこで、史籍協会本の原本書翰調査の方は他日の機会に譲り、先に「収蔵文書」が収録する全書翰を調査し、現状では原本を確認できない「収蔵文書」中の全大隈宛書翰を上下二回に分け、翻刻・掲載することとした。また、右書翰における史籍協会本の掲載の有無・文字の異同を調査し、書翰の年代についても検討を加えることとした<sup>(6)</sup>。これは本「収蔵文書」を資料的に紹介するのみならず、現在刊行中の大学史資料センター編『大隈重信関係文書』を補完する意義をも意図したものである。

「収蔵文書」書翰中の原本書翰調査は『大隈重信関係文書』九巻編集担当の高橋史、星原大輔、渡部彬子、鈴木典子、木下恵太が行い、本稿の原案は木下が作成した。また、本稿収録書翰の年代調査は『大隈重信関係文書』十巻編集担当の星原、難読文字の検討および翻刻全文の点検等は斎藤洋子、星原が行った。

なお、書翰翻刻についての凡例は、すべて大学史資料センター編『大隈重信関係文書』のそれに準拠するものとし、本稿では掲載を省略した。

## 注

- (1) 「小精廬主人」とは、長く早稲田大学図書館長、また日本図書館協会初代会長を務めた市島謙吉(一八六〇—一九四四)のことである。市島は大隈重信にたいへん近く、とりわけ明治後期以降は大隈の第一の側近というべき立場にあった。一九二二(大正一一)年一月の大隈逝去の際はその葬儀委員長を務め、その後に「大隈侯八十五年史編纂会」の代表者を務めた。
- (2) 筆写本としては、このほか宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「大隈侯爵家所蔵文書」が挙げられる。
- (3) この間に収録されている書翰は、熾仁親王・威仁親王・北白川宮能久・岩倉具視・伊藤博文・板垣退助・勝安芳・副島種臣・陸奥宗光・大村益次郎・黒田清隆・山県有朋・福沢諭吉・五代才助(友厚)・江藤新平・広沢真臣各一通である。
- (4) この間に収録されている書翰は、宮島誠一郎・一通・沢宣嘉一通・大木喬任六通である。
- (5) 大隈家旧蔵原書翰の一部が現在確認できない事情であるが、『大隈侯八十五年史』編纂終了後、それらが大隈家(大隈重信の嗣子大隈信常)より各方に贈与されたことが一例として挙げられる。大隈家作成「昭和参年九月 進呈書簡目録」(大学史資料センター所蔵)によれば、複数の書翰がそれぞれ巻物軸装の形にされ、稲田竜吉・市島謙吉・原田二郎・田尻鉄太郎・武富時敏・高田早苗・副島延一・中野礼四郎・野口能毅・矢野文雄・町田忠治・真木平一郎・増田義一・鮫島武之輔・坂本三郎・坂本嘉治馬・三枝守博・塩沢昌貞・光吉直子の諸人に贈呈されている。これらのうち現在原本が確認できるのは、高田早苗・中野礼四郎・増田義一・塩沢昌貞贈呈分のみである。
- なお、大隈家に残された書翰群は、同家より一九五〇(昭和二五)年に早稲田大学図書館、一九七六(昭和五一)年に早稲田大学大学史編集所(現大学史資料センター)に寄贈されている。

(6) 本「収蔵文書」にも欄外に年代が書き込まれているケースがあるが、鉛筆書きがかすれて判読困難であるものが多い。また、史籍協会本の方は収録した全書翰に年代を付したのに対し、「収蔵文書」の方は市島の関心に合ったものが取り上げられており、年代の特定が難しい書翰も多くなっている。

本稿(上) 収録の「収蔵文書」書翰一覧(便宜上、本稿における掲載順とした)。

	収録冊	書翰冒頭の PDF番号	差出人	宛先	年月日	史籍協会本
1	第四冊	一四五	伊藤博文	大隈重信	(明治二)年九月二十日	第一卷一五八頁
2	第四冊	一三八	伊藤博文	大隈重信	(明治五)年(六)月(十九)日	第一卷四八二頁
3	第四冊	一三二	伊藤博文	大隈重信	(明治九)年五月十一日	
4	第四冊	二二	伊藤博文	大隈重信	(明治十二)年十二月三日	
5	第四冊	二五	伊藤博文	大隈重信	(明治十二)年九月八日	第三卷一四二頁
6	第四冊	一五一	伊藤博文	大隈重信	(明治 )年( )月( )日	
7	第六冊	七三	井上馨	大隈重信	(明治二)年八月二十三日	
8	第六冊	七六	井上馨	大隈重信	(明治四)年十二月十四日	
9	第六冊	四〇	井上馨	大隈重信	(明治六)年三月一日	第二卷三六頁
10	第六冊	四	井上馨	大隈重信	(明治七)年十二月七日	第三卷一〇五頁 ※1
11	第六冊	六五	井上馨	大隈重信	(明治十三)年三月六日	

29	第二册	八五	岩倉具視	大隈重信	(明治十一)年六月十八日	第三卷三五頁
28	第二册	一四〇	岩倉具視	大隈重信	(明治十)年十月二十三日	
27	第二册	五三	岩倉具視	大隈重信	(明治十)年七月十四日	第六卷四七七頁
26	第二册	七六	岩倉具視	大隈重信	(明治十)年六月二十六日	第三卷二五八頁
25	第二册	三九	岩倉具視	大隈重信	(明治十)年四月二十六日	第三卷三三四頁
24	第二册	一三	岩倉具視	大隈重信	(明治十)年四月三日	第三卷二二七頁
23	第二册	一二七	岩倉具視	大隈重信	(明治九)年十二月三十日	
22	第二册	一二三	岩倉具視	大隈重信	(明治九)年十一月二十五日	
21	第二册	一五一	岩倉具視	大隈重信	(明治八)年三月十日	第二卷二七二頁
20	第二册	一一一	岩倉具視	大隈重信	(明治七)年八月二十二日	
19	第二册	一三七	岩倉具視	大隈重信	(明治六)年十一月二十一日	第二卷一〇五頁
18	第二册	一三三	岩倉具視	大隈重信	(明治四)年十一月四日	第一卷四二四頁
17	第二册	一四九	岩倉具視	大隈重信	(明治四)年十一月一日	第一卷四二三頁
16	第二册	一五二	岩倉具視	大隈重信	(明治四)年九月六日	
15	第二册	七三	岩倉具視	(大隈重信)	(明治二)年五月十四日	
14	第二册	一〇五	岩倉具定	大隈重信	(明治七)年三月一日	第二卷二六五頁
13	第六册	六一	井上馨	大隈重信	(明治)年七月二十八日	
12	第六册	八一	井上馨	大隈重信	(明治十四)年二月十六日	

30	第二册	八〇	岩倉具視	大隈重信	(明治十二)年八月二十八日	第三卷三七二頁
31	第二册	四七	岩倉具視	大隈重信	(明治十二)年三月八日	第三卷四五四頁
32	第三册	三一	岩倉具視	大隈重信		
				山田顕義	(明治十二)年十一月二十八日	
33	第二册	五〇	岩倉具視	大隈重信	(明治十三)年二月二十六日	第四卷六一頁
34	第二册	四六	岩倉具視	大隈重信	(明治十三)年二月二十六日	
35	第二册	八	岩倉具視	大隈重信	(明治)年六月三十日	
36	第二册	八九	岩倉具視	大隈重信	(明治)年九月十六日	
37	第十册	七三	大木喬任	大隈重信	明治八年二月二日	
38	第十册	七七	大木喬任	大隈重信	明治十二年三月八日	
39	第三册	一二	大久保利通	大隈重信	(明治)九年五月七日	第三卷一九〇頁
40	第三册	八二	木戸孝允	大隈重信	(明治四)年一月十三日	第一卷一九七頁

※1 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第二卷(一九三三年)五三九頁「大隈侯爵家文書」

※2 日本史籍協会編『大久保利通文書』第七卷(一九二八年)九一頁「大隈侯爵家蔵」本

## 1 伊藤博文書翰 大隈重信宛

(明治)二年九月二十日

過日大村於京師<sup>3</sup>不幸手疵を負候処追々快氣之よし、右暴客は已に就縛申候。案外に長州人あり汗顔之至御坐候。書外近々帰府万々可奉得尊意候。幸便勿々如此御坐候。頓首再拜

九月廿日

尚々為邦家御愛護肝要に奉存候。

俊介拜

八太郎道盟兄<sup>4</sup>

加賀山口両氏晨夕尽力いづれも堅剛御安心可被下候。以上

「巻封」大隈先生御直 俊介<sup>5</sup>

得に御坐候。

賈金処置之御布告も昨日漸当港へ相達申候。

外国人処持<sup>2</sup>之分は坂神両港共、過る十五日既に引換遣申候。長崎は井上便りに相托遣申候。

米価少々下落、民情も懸念仕候様之事も此近方には無御坐候。

【史籍協会本】1 船便↓便船 2 処持↓所持 3 京師↓京

都 4 道盟兄↓盟兄 5 「大隈先生御直 俊

介」↓(なし)

## 2 伊藤博文書翰 大隈重信宛

(明治五)年(六)月(十九)日

昨十八日華府に到着仕候処条約取結一条に付議論矛盾の廉有之、衆議決定の「処別紙公書に詳細陳述仕置候に付御了解を仰き申候。

廟堂に於ても表裏の処分御驚愕可有之と奉存候得共、事實皇国の利害を較量仕候事緊要と奉存、臨機の処分仕候次第に御坐候。勿論国家の上にて聊御不都合に立到候事無之様鑑定仕候得共、兩人帰朝百端廟堂を煩し候義水泡に属し今更弁解仕候に辞柄無之、茲に至て一身の利害廢興固より顧念する処に無之、此段御諒察可給候。不日英國へ渡航仕候に付ては彼の地より今後の事情可申上候。誠惶々々頓首百拜

大隈参議殿閣下

博文

【史籍協会本】1 決定の↓決定之

## 3 伊藤博文書翰 大隈重信宛

(明治九)年五月十一日

今朝より出發可仕に付最早不得拜顔候処、井上馨洋行に付而は旅費其外は御定則も有之候事に可有之候処、彼地滞在中も随分時間を費し候つもり、且少し取調見度儀も有之趣に付而は、用意金として相当之高いつれ為御持可相成事と可有之、先年江藤西岡杯拜命之節之通例にても御斟酌可相成事に可有之歟。何分先生御發足前に御取極被下置候様奉願候。日下より近日に伺出候筈之由に付、御指令之節宜布御取計可被下候。為其。勿々拜具

五月十一日

「卷封」大隈殿内啓御直 博文拜

## 4 伊藤博文書翰 大隈重信宛

(明治十二)年十二月三日

昨日御相談如申置候高智<sup>知</sup>県令には半金丈け貸渡可申に付、尚再考之上方法取調伺出候様申聞置候。必竟授産救助之両趣向を含蓄候事に付、成丈け其主意貫徹候様致心配、党派之為偏倚せざる様殊に可致注意旨申聞、且此貸渡金を士族会社へ不殘相渡候而は県令より懸引も出来不申儀に付、都而県官より遣払并に其目的等をも維持すること肝要なりと申聞置候。○備前杉山岩三郎支那商売一条に付過日一寸申上置候処、同人参謁候へは尚能く御直に御申聞可被下候。彼等は一県士族之為には幾分かの集合力を統持するの人物に付、彼等を能く誘導して其方向を誤らざらしめば、自から其一県の幸福隨て政府の煩も省け候事と奉存候。支那商売のことは自ら之と別種に御

坐候へ共、篤と御見込御申聞被下候へは当人に於ても甘服可仕候。序に奉願候也。

十二月三日

博文

重信殿

## 5 伊藤博文書翰 大隈重信宛

(明治十二)年九月八日

今日午後一時条公へ御参集之事は御承知に可有之候。新鴻一条熟考候処県令之申立は今日に在て随分至当之論なるに、之を進退せざるを得不得は改租一条之処分当否に非ずして、常時官民之情誼懸隔に在ると云ふことは充分内閣におゐても了解之上ならばは必疑惑之念慮出来可致に相違有之間布、且県令を進退するにしても、改租の始末は県令の立論を焚くか久野の見込を採用するか、又は他

に別考有之かと云に至ては未だ老台の御賢考をも不承、  
 旁以此際寧鄭重に失するも軽忽愛知之轍に不倣を主とす  
 るの微意に御坐候間、別に御異存は可有之事共不相考候  
 へとも、為念此段前以申上置候也。

九月八日

〔卷封〕大隈卿殿 博文

〔史籍協会本〕1云↓云ふ

〔編者註〕日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第三卷一四二  
 頁には明治八年九月八日とあり。

6 伊藤博文書翰 大隈重信宛

(明治)年( )月( )日

何札之助外務省へ御用可相成儀は聊も故障無之、此後之  
 飛脚船便より御呼出相成候様致度、馬渡は片時も速に出  
 張御申付被下候方可然奉存候。

旧藩鳥尾小弥太と申者兼而御存知之人物に御坐候処此節  
 当地にて出会仕候に付、出足前御咄申上置候通り当地鉄  
 道掛りに出伺被仰付度、尤奏任出仕に無之而者地方官と  
 对等する之権力無之、可相成は是も政府へ御申出被下候  
 而、御沙汰書至急当地へ御送被下候様仕度奉願上候。平  
 井壱人に而は少々無覚束奉存候。

小森三好兩人昇級之儀今以御沙汰無之、兩人権正可被仰  
 付御評決に付前一同御運被下度奉存候。

〔卷封〕大隈大輔殿御直 伊藤少輔

7 井上馨書翰 大隈重信宛

(明治二)年八月二十三日

更に御懸念可被下候。以上

8 井上馨書翰 大隈重信宛

(明治四) 年十二月十四日

益御多祥御精勤奉敬賀候。追々御不快も如何被為在候哉奉懸念候。僕過る十七日至急御用に付東京江罷出候様御沙汰仕候に付、不待駕十八日發途十九日コスタリカより廿一日着仕候て、伊藤江面会い曲様子承り最早御用延引申越候由に付奔走に疲労仕候事故、直様い藤同船にて帰坂仕候。鳥渡御尋ねも可仕筈候得共実者近日來胸中不平も多く、又頭を出も、と色々耳目に解し不平を増のみと却て差控へ申候。甚以対見候ては失敬如何敷候得共、此段者不悪御聞濟置可被下候。何分只々老兄一人を目標と今日を送り候位故、必々御自愛今一入御尽力是折候。中々未だ朝廷も夢中之模様更に御油断被下間敷、山口君も至て壮強に御坐候。実に勉強恐入申候。書外後鴻と申上縮候。草々謹言

八月廿三日

聞多

参議大隈殿至急

大輔井上

八太郎様

二白 今日五字より出帆仕候。造幣局も追々出来候に付

近來者打絶御無沙汰申上候。陳者明十五日第二字カーギル野生方迄井上同伴に而罷越候約束に付、先生も御苦勞なから其時限より御出被成下度候。ハンク之事其他一纏借財一件も篤と一応相談之上取計候様仕度、且凡積見込等者大概相付候故明日御覽に備へ候様に候。先は為其。勿々拝白

十二月十四日

## 9 井上馨書翰 大隈重信宛

(明治六)年三月一日

益御多祥奉賀候。横出立之節定て御出浮と相考へ方々相尋候得共、十七日は乗組も八字にて遂其儘出立、不得拜顔残懷至極に奉存候。留主<sup>1</sup>中は定額其他金穀之事は只々相定り候事之外は渋沢は更に引受居不申候間、留主中種々議論も相起り不申候様御注意屹度御依頼申上候。且亦出立前之正院之御模様替一件に付而者、如何御取極相成候而御人撰辺も相定り候哉。何分にも片時も早急御一決不被成候と、西先醒杯帰東之上夫々人撰其他組立等御脇議<sup>2</sup>候様相成候而は終決極之議にも至り兼、又此儘据置と云。説とも相生し候而は<sup>4</sup>何分一步も進退難仕候間、御疎も無之事とは奉存候得共俗諭言にも寸善尺魔と申氣味にて、致方無之様相成可申候<sup>5</sup>。終此一事不被行時は瓦解之外他に術無御坐候愚考候間、随分御担当御取極被下度候。於生如何様転任相成候とも、又生<sup>6</sup>一人威

権強候様有之候得者退職とも毛頭不平<sup>7</sup>かしき<sup>8</sup>事は更に無之候。尤行政次官は決て御断申上置候。又ホルモサ一件に付而者御再議も相起り候由。然るに未だ政府内<sup>9</sup>も時々種々之議論相生し、未だ地方江夫々取締相付候次第にも無之、随て人々疑惑多き中に外国と。事生し候様之事は、政府之ポリシーを達するは打置<sup>10</sup>実に国家を<sup>11</sup>誤る一大重要事件に付、過日建白書も差出し候次第に付、此余之処は屹度御憤発有之候而、充分御防ぎ不被成下候而者千歳之遺憾を相生し可申候。元来副島之此使節は自然事誤ると取返す不能事件に候間、同人は其儘外務卿なれは御留置候而他に人撰被成、外務何等出仕被仰付候而其人を御遣し被成候方御丈夫歟と奉存候。其人撰は陸奥を御撰被成候は、同人は決て充分<sup>12</sup>適當歟と奉存候。左候得者假令租税改革一年二年相後れ候とも更に後害も無之歟と奉存候。右様相成候得者先醒方に於ても御安慮之事と奉存候。実此一事忽卒<sup>13</sup>之応接より禍胎を生し候一端と可成行と懸念至極之余、誓言ながら申上試候。假令如何程之委任状之制限有之候とも、自然言語之上において

失策候而、他日其責は使節一人江帰し可申候<sup>14</sup>。敢て政府之失策に無之と雖政府美事に無之候。尤政府ホルモサ

申 15 変制↓変則 16 一事件は↓一事件 17 所置↓処置

或者支那と事を起すとき、内備において敢て失する処無之候得者、同人御遣し之方と奉存候。併自然も当時種々内地改革之央に於て外向と事之起るを好さる時は、陸奥を御人撰有之候方適當して其目途を相達するの上策と奉愚考候。幾重も御熟考被成下度為邦家先醒へ忠訴申上候。此度制度変制<sup>15</sup>之事件と此一事件は<sup>16</sup>屹度御任し、至急御所置<sup>17</sup>被成下候様為邦家願折候。勿々拝白

(明治七)年十二月七日

三月一日

井上馨

大隈重信様

【史籍協会本】

- 1 留主↓留守
- 2 脇議↓協議
- 3 云↓之
- 4 候而は↓候而者
- 5 可申候↓可申
- 6 生↓者
- 7 かしき↓かましき
- 8 政府内↓政府
- 9 外国と
- ↓外国之
- 10 打置↓扱置
- 11 国家を↓国家迄
- 12 決て充分↓充分
- 13 忽卒↓勿卒
- 14 可申候↓可

10 井上馨書翰 大隈重信宛

益御多祥御<sup>ママ</sup>精奉<sup>ママ</sup>敬賀候。生も過月廿八日チリにて出帆三十日朝着<sup>a</sup>神戸仕候。御放慮可被成下候。滞在中者毎々罷出御厄害を<sup>2</sup>蒙り奉謝候。漸外事相済み候得者又小野分散之事件差起り、別て<sup>3</sup>引統き御配心之事計と奉恐察候。爾後三つ井も随分取付烈敷様子に候得共、只々此上小野と組合之損分三井へ懸りさへ不申候得者且々<sup>4</sup>取凌き<sup>b</sup>可申胸算に候間、実に三つ井之為にあらず銀行御保護之主意<sup>c</sup>に候。銀行御保護日本人民もニートランサクシヨ之便利に候。当地にても小野閉店以来近來殊之外不融通を生し<sup>5</sup>、コンタル<sup>マ</sup>シヤル<sup>6</sup>。上之不便利不一方、

此上三井并銀行も同様成行候而者日本之クレジットは地に落ち、且金銀は最早地中へ穴を作り<sup>7</sup>入置候外手段無之候間、申上候も疎に候得共實際上に付て之御処分奉仰候。其御処分は只三井江小野之損分相懸り候と否に有之可申歟<sup>8</sup>と愚考仕候。是非とも御尽力奉折候。且亦<sup>g</sup>兼て御噂も有之米麦輸出之御目的に付而者、何率十四番エドウワルト<sup>h</sup>。フイセル商会江御命も<sup>9</sup>被成下<sup>10</sup>候様奉仰候。充分尽力為仕候而正直に事を取計候事丈者、生御受合可申上候。右に付而者益田事アルピン同道にて罷出実際之模様も申上、且御下命も可被下候は、難有奉存候。ケ様之事申出候も恐入候得共、兼て之事故内々御保護被成下度候。最早小野も如此有様に相成果候上者、愈以精神を<sup>11</sup>籠め正直を元とし商法之道<sup>12</sup>相立度候間、偏に御依頼申上候。先者時下兼々御自愛專一奉存候。早々謹言

十二月七日

重信様

馨拜

【史籍協会本】 1 御精奉↓御精勤 2 厄害を↓厄害迄 3

別て↓万々 4 且々↓是 5 を生し↓に御坐候

6 コンタルシヤル↓コンマルシヤル 7 穴を作り↓

穴迄造り 8 可申歟↓可申 9 御命も↓御落し

10 成下↓成下度 11 精神を↓精神迄 12 商法之道

↓商法之途

【世外井上侯伝】 a 朝着↓朝著 b 取凌き↓取凌ぎ c 主

意↓良意 d 生し↓生じ e コンタルシヤル↓コ

ンマルシヤル f 可申歟↓可申 g 且亦↓且又

h 御命も↓御命じ 「者」と「は」「ば」「江」と

「え」の相違は省略した

11 井上馨書翰 大隈重信宛

(明治十三) 年三月六日

我円銀法貨一条も愈其実功を奏し候旨、別紙之通り在香

港安藤領事より報知有之候間、乃入御一覽候。該件に付  
 ビットマン氏褒賞方之儀は追て御相談申度存候。此段得  
 貴意候也。

三月六日

井上馨

大隈參議閣下

追而別紙安藤領事來書并に新聞切抜、御一覽之上御返却  
 有之度候也。

〔別紙〕

安藤太郎書翰 井上馨宛

(明治十三年) 二月二十四日

拝啓仕候。陳者本日電信を以て御報知候通り、我国銀法  
 貨一条も当港商法會議所に於て討論一々至極之好都合に  
 相運ひ候義御同慶此上なく、已に今便差進候新紙中にも  
 有之候通り、此迄異論之有之たるは全く日本政府に信用  
 之薄きに起り云々、MR RYRIE之言に拠り候ても、取

りも不直今日之日本政府は信用を措くに足る可き者と申  
 すに外ならず、又ネルソンなる者之言に A GENTLE-  
 MAN RATHER WELL KNOWN云々、是は御承知之  
 通りビットマンに御座候へは、同氏之右件に尽力不一方  
 は推して御遠察有之度。扱又此後之手続は商法會議所よ  
 り円銀許容論を鎮台へ申込候て、夫より本国政府へ允可  
 を請ふ之一段に而百事結局と相成候趣、實に是迄閣下并  
 に大藏卿之御配意愈其実効を相奏候場合に立至り候を以  
 て、ビットマンにも雀躍相悦申候。實は新紙會議者一々  
 反訳之上差進可申之処、發船之時刻切迫致居候上に、拙  
 訳反つて文意を誤り候患無之に非ざるを以て其儘差進  
 候。御一覽之上至急大藏卿へ御廻送奉翼候。頓首

二月廿四日

安藤太郎再拝

井上馨  
 參議閣下

香港上海銀行ジャクソン氏之演舌中に、WE (THE JAP-  
 ANESE) TAMPERD WITH OUR CURRENCY云々と  
 有之候へ共、新旧貨に論なく今日之政府に及びて貨幣私

改鑄候義無之は内外人之所知に而全く之誤解、尤も此等は後來如何様にも弁解出来候事故御配意被下間敷候。

大隈参議殿

〔編者註〕別紙中の「新紙」は早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」ではC329として整理されている。

13 井上馨書翰 大隈重信宛

(明治) 年七月二十八日

12 井上馨書翰 大隈重信宛

(明治十四) 年二月十六日

一昨日者態々御下訪被下奉多謝候。漸々快方には有之候得共未だ臥床を去り候訳に至り兼申候。且亦日誌創定儀返上仕候。中上川近日参殿可仕候間、金額一件御決定奉煩候。尚亦蚕種紙モノポリー一件も御草案粗御定め相成候様、是又奉願候。草々拝白

今日は彼之美人御周旋被遣候処築地之御宅之方に候哉、靈岸島之方に候哉。尤今日大木江参り候て御宅へ罷出可申、罷出候覚悟に候。定て三四字頃にも相成可申候間御待合奉頼候。為其。勿々拝白

七月廿八日

海運橋 井上

つきじ 大隈様内呈

二月十六日

馨

14 岩倉具定書翰 大隈重信宛

(明治七)年三月一日

唯今は参殿毎々御面倒恐入候。扱征討宮出發に付世上人心も不穩次第、百里外地方之処実に心配可致に付、各地方出張之者夫々情実巨細御申通し有之度、且昨今佐賀形勢能く各地方江相通し候様致度、此義唯今参上之節可申入被申附候処、小子失念致候に付以一紙申上候。全く不都合之段御含み置被下度候。早々以上

三月一日

具定

大隈重信公

15 岩倉具視書翰 (大隈重信) 宛

(明治二)年五月十四日

西京會計官に人物無之に付出納之台本不相立甚紛雜之趣

木戸準一郎より申越候間、可然人体相撰早々可被相登候事。

五月十四日

岩倉大納言

16 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治四)年九月六日

前略 扱内々御談申入候かの一家御取建家禄云々之事、彼是御配慮忝候。誠に大事と苦心、就而者矢張元家禄之内半減取分け候方可然相考候。夫に付名分之辺も相立候次第有之候間、いつれ明日参朝条公足下江可申入候。不取敢御参考迄申入置候。

一条約改定に付御下問御書取御出来に哉。何分追々日数も切迫省中にも類に催促有之候。実しらへ物も数多早く夫々人員取極たく、此上精々御尽心速に運候様致し度

候。右早々如此御坐候也。

九月六日

具視

18 岩倉具視書翰 大隈重信宛

大隈殿

(明治四) 年十一月四日

尚々少々不快代筆高免可給候也。

17 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治四) 年十一月一日

今朝申入置候皇学者一人召連れ候義、至急御決議相願度人物之義者可然御撰拳希入候。尤支度等之都合も有之候間早々被仰付候様仕度、此段得貴意候也。已上

十一月一日

具視

大隈殿

一 佐賀県久米某被仰付候は、早速当家江入来之様、本御同県之義何卒宜敷御頼申入候。

一 福羽門脇之内江も前条之次第御伝頼申入候。

今日者段々御厚き御取扱畏感戴仕候。扨皇学者一人之処何卒今日至急被仰付候様偏御頼<sup>1</sup>申入候。

一 右皇学者義神祇省官員に被仰付隨行被命候様致度、右者神祇省よりも隨行条理之所令然と足下御議論之処、予強て異存申立御罷に相成候次第候得共、昨夜フルヘツキ<sup>2</sup>懇話之節今度政府半は御出行之勢、實に国家之基礎はより目的被為立候御義と各人深く感佩之事候。然るに神祇省一のみ隨行無之義者欠典<sup>3</sup>。實に遺憾之事候。仍之予甚後悔更に御断申入候間、前時申入候通更正院にて御評議御許容偏願候。

右申入度勿々如此御坐候。不一

十一月四日

大隈殿

具視

大久保参議殿

具視

大木参議殿

右凡正午十二時御用濟直に政府江出頭之事。

政府参入

【史籍協会本】 1 御頼↓御依頼 2 フルヘツキ↓フルベツキ

3 欠典↓欠点

大隈参議殿

寺島参議殿

伊藤参議殿

勝 参議殿

19 岩倉具視書翰 大隈重信宛

右

(明治六) 年十一月二十一日

但し明廿二日午後第一時外務宮本開拓堀等召出し有之候間、御同席に而承知致度、是又御心得迄申入置候。

早々以上

十一月廿一日

具視

明廿二日十時練兵天覽に付、御互九時半頃皇居参入直に供奉可致義者、先達而之御御約速<sup>(用)</sup>之事に候得とも、政府上之義も何物其外段々遲滞兼而不都合と存候折柄に付、左之通り相分勤仕有之度候。

大隈参議殿

皇居参入

【史籍協会本】 1 約速↓約束

## 20 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治七)年八月二十二日

昨朝は態々御苦勞に存候。偕英人ドン一条には彼は苦心致候処、從最初之義御承知に付不淺御配慮有之重畳安心致候。昨日愚息横浜出張申附同人江掛け合左之通りに御坐候。

一一時同船、懇信を以て数月前より屢相往来、且數通之來狀其餘彼之尽力不少旨厚く相謝候段縷々申述、則為挨拶日本物品差贈り候旨にて代料金千円贈之出立至急之故を以て金たるの旨。外に是迄之深情を以て愈相信し候に付而者、渡海之上支那事情密々報告之義云云子細に申述、前途三ヶ月を限り文通を約し右為依頼金千五百円を贈る彼れ支那江被雇候節は云云八込あり。右申入の処彼れ意外之模様余程大悦種々甘言あり。真偽不知と雖とも口氣頗る安心致候。但し目今兩國之形

勢小事も大關係を可生も難計に付、過分と存候得とも御談し申入候事にて案外都合能相運ひ候。則ち同人請書差出候。就而は事務局より正院江申立候処、二千五百円之義其筋宜敷御書立可給候。尤極秘之趣彼れとも深く相談し候事に付、密々伺之取計らひに致度候彼れキンドン之外は公使と雖とも素より内分。委細之義は面上可申入候得とも、不取敢右申入候。早々以上

八月廿二日

具視

大隈參議殿

## 21 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治八)年三月十日

小野組之事政府評決相成候間、明後十二日明日者休日故也陸海兩省外二省河村大山杉兵衛。此外省は何れも卿三木故不招等招、一応心得迄に一見為致

候上御達し可相成候。島田も同時御達し可相成と存候。  
此段一筆申入候也。

三月十日

大隈参議殿

具視

〔編者註〕 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第二卷二七二

頁には明治七年三月十日とあり。

22 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治九) 年十一月二十五日

前略 兼而段々御配慮に預り候華族銀行設立一件、弥衆  
華族へ説諭順序別冊之通り発表可致存候に付、若し大蔵  
省御差支有之候ても如何に付内覧有之度差出候。尤後刻  
御持参被下候得者重畳に存候。

一 明廿六日三条木戸柳原肥田毛利孰れも集会内談心得  
に候。

一 明後廿七日は毛利池田柳原肥田中村熊谷岩橋島津前  
田毛利三家々令集会内意申含め、願立順序夫々取調取  
掛り之積りに候。

一 衆華族一般渾而異論無之は勿論、今日に至り候ては  
令扶に至り候ても感戴之形況、決て纏らざる事は無之  
事に候。

前件尚後刻面上可申入候。早々以上  
十一月廿五日

具視

参議大隈殿

23 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治九) 年十二月三十日

前略 一昨廿八日帰京之処同日御陪食引続き公私繁多、

未だ御尋問不申入意外之事に候。右は別事にも無之、先

達而は内談之末金七万円京都府御貸下之儀弥以而及依頼

候処速に電報御承知、且大坂に於而速に請取方出来重疊

都合之次第に御坐候。實に此度は右御憐愍之筋に而、西

京華族当冬正に斃れんとする近衛家始め数軒全く蘇生、

不加之前途方法も相立欣然此事に候。孰れ京都府証書并

右金子出方計算可差出之処、年末且久々留主之儀不一方

繁多に付延引相成候段、以書状御断申入置候。早々以上

十二月卅日

具視

大隈参議殿

追而負債総高合て金拾何万円之処悉皆落着且開拓費も出

来候次第、殊に近衛家困難之極に候処拝借之御蔭に而本

文之都合に運ひ、海江田にも不可謂喜悦に御坐候。何も

面上万々可申入候。以上

24 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十一年四月三日)

別紙黒田川路等より電報到来、僅に時間五分之差に而反

対之旨趣頗る不審如何御考候哉。且黒田より自分宛に付

行在所承知否難計に付、只今電報を以て西京へ尋問に及

べり。当地に而は如何とも難致事に候得とも何分一大事

之急報難差置、不取敢西郷意見尋遣し候。此返事之模様

より今夕当家へ御苦勞可相成と存候に付、兼て申入置

候。早々已上

四月三日

具視

大隈参議殿

追而本文集会不及節別段否不申入候。

但御賢慮候は、尚西郷へ御添心有之度候。已上

〔編者註〕別紙は早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」ではA2

63—261、同一262として整理されている。以

下のような内容である。

〔別紙①〕

黒田清隆電報 岩倉具視宛

(明治十)年四月三日

四月三日午後二字卅分長崎発

岩倉右大臣殿 黒田参軍

宮の原鏡村及サバカミ<sup>〔家婆神〕</sup>松橋宇土数ヶ所の進撃、昼夜休戦す

る兵なし。賊の巢窟川尻に接し官軍死傷あり。誠に一大事

の場合、至急後備軍と砲隊とを發立られ度、又別府逸見の

兩人鹿島<sup>〔宛〕</sup>に帰り、更に千五百の兵を募り我背後に至るとの

確報を得たり。高瀬口植木等は于今不拔城へ連絡も通せざ

れば、是非此より連絡を取るの他なし。故に兵を廻さる、

に運送船不足せば外国船雇ひ入れ可然歟。

〔別紙②〕

川路利良電報 警視局宛

(明治十)年四月三日

官軍戦毎々勝利、我警視隊も威勢盛なり。近日熊本城に達

す可し。

四月三日午後二時三十五分長崎電報

25 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十)年四月二十六日

愈御安寧欣然。扱過日は俄に御出帆彼是御苦勞に存候。

兼て御約束も有之候得共未た一通之<sup>一</sup>来東も無之如何と

存候。

一 今日西郷従道行在所江参向に付同人江依頼致置候。

別事にも無之、兼て御相談申候通り庄内万<sup>一</sup>之節は旧

米沢藩士招募云云<sup>二</sup>、外に旧会津藩段々奮發往復之次

第有之候。併し今日にては無用之事に候得共、小生情

誼に於て不忍次第も有之、亦他日御為方にも相成候義

に付、同人等建白内々叡覽之上条公より小生迄何とか

御一言の御褒詞有之候は、重疊と存候。右建白本紙は

条公へ差出し写しは西郷へ渡置候間、何れにても御一覽有之宜敷御取計有之度候。

一 銀行鐵道株主之義に付過日電報何も承知、兼て御談申候通り小生には致分明候得共、衆華族中殊更目的と致候は従前之家祿に代る者は則鐵道なりと一途に心得居候輩、今更銀行にて鐵道株主被止候義にては所詮目的無之、如かじ旧藩にて士族一同と銀行設立候方純益之多きのみならず、万端為方に相成候に付、最早加入御断申度旨申立候輩有之候事に御坐候。尤華族中に鐵道社会は別段に設立候て差支無之旨懇々申候得共、承知不致る次第は衆華族不殘鐵道株主に付唯今右様之事被仰聞候ても、其際に至り又候銀行条例に差支候とか何とか故障出来之義可有之、是迄彼是行違之廉も間々有之、頻りに掛念之旨申立候。仍し銀行は則衆華族株主に相違無之候得共、銀行社会は銀行のみに判然いたし、衆族<sup>衆</sup>銀行株主と雖銀行社会に關係不致、衆華族にて別段に鐵道社会設立候て不苦る者<sup>5</sup>、大蔵省より返答有之候様可致答候処にて漸納得、則ち昨廿

五日大蔵省へ過日御達之旨一同承知之趣御請書差出候事に御坐候。尤前文一紙は足下へ往復之上と申置き、夫迄は小生一分にて云云。必出来候旨一筆申置候事に御坐候。右申入度如此候也。

四月廿六日

具視

大隈殿

追て内密御談申候。

還幸云云<sup>7</sup>之義は如何御評議にや。凡之処にても御見込之処心得に。致承知度候。早々以上

【史籍協会本】 1 一通之↓一通の 2 云云↓云々 3 のみ

ならず↓のみならず 4 衆族↓衆華族 5 者↓旨

6 云云↓云々 7 云云↓云々 8 心得に↓心得に

も

26 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十) 年六月二十六日

六月廿六日

具視

大隈参議殿

【史籍協会本】 1 中村清行 ↓ 中村信行 馬カ(元龍)講官

兔角御病氣御困之趣如何御容体候哉。御口上にて宜敷此者江精敷承知致度候。誠に此程者御舍弟義御死去不存寄事さそ御愁傷と恐察候。格別御支も無之哉乍延引及御尋問候。

一 過日来松方を以て御往来之義何も承知致候。其箇条

中銀行会社江金子御渡方之義総而御約束通り御取計之旨、併し金四拾三万円 内半銀通貨 同銀行紙幣 右来月十五日廿八日等

に御渡し相成候様旁申置候処、今日郷純造より中村清

行<sup>1</sup>江右金来月末来々月等に可相渡趣、此義は是非前

議之通来月中に悉皆御渡之様御取計有之度候。

一 兼而鉄道云々衆華族申立之義、先日も申入候通り銀

行開業前彼は議論有之候得共、小生一分にて引受置候

事に御坐候。右願書別書之通にて差支無之哉、内々及

御相談候。両三日中にて宜敷御一覽御答可被下候。

右之条々申入度如此候。已上

27 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十) 年七月十四日

前略 御所勞如何哉、追々御快方之旨郷純造より承知先

以御悦申入候。併し炎暑甚布御困却と推察候。

一 郷より御返答之趣何も承知致候。尚御出仕之上申承

へく候。

一 郷を以て申入候池田源家祿渡し残り之義に付歎願之

次第、若愈可被下筋の者候は、何卒精々速に御取計希

度、同家此節負債<sup>1</sup>之為め存亡之境に至候得共、宗族

尽力都合克相運候次第に付愈歎願致度候。

大隈参議殿

- 一 海江田信義入来、島津久光進退上の義類に歎息、且奈良原此節家令免職甚不首尾之趣是又難息<sup>2</sup>、就ては奈良原元住宅被毀候は勿論、家財衣類等に至り残る所なく乱暴に出合、漸妻子性命を全して此節東京着之旨彼是必死手づかへに付、或人を以て貴卿江委敷情実申入拝借金願之処、尚岩公江可申入との御返答に付何卒情実御斟酌貴卿江懇談之次第依頼有之候。尤銀行世話役も辞退に候。但し拝借目途は家禄百五十石所持、右引当拝借之旨定而委敷御承知之事と存候。大蔵省より直接御貸渡し可相成もの哉。情実<sup>3</sup>に於ては気の毒千萬之。次第、何卒勘考不致遣候はては難相成、行き掛りも有之候に付尚御考慮承知致度如此候。郷を以て御返事被下候へは重畳と存候事に御坐候。
- 一 別紙交換紙幣伺書検印済に付即御伝申入候。
- 右条々申入度如此候也。

七月十四日

具視

【史籍協会本】 1 負債↓御負債 2 難息↓歎息 3 千万之

↓千万の

〔編者注〕 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第六卷四七七頁には明治七年七月十四日とあり。

28 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十) 年十月二十三日

前略

- 一 昨日郷純造苦勞に相成、今度御内談銀行鉄道書類品々貴卿江内談、万事不都合無之様御相談之義致示談置候。尚厚く御注意一日片時も速に順序御立被下度、偏に致企望候。

一 昨夕奈良原入来、更に見込書持参候得とも小生病氣にて得面会不致事にて、則今朝郷造(純忠)為持遣置候間御一覽有之度候。

一 昨日勝安房入来、鉄道銀行設立二件及示談候処至極同意、静岡は勿論其余知己徳川氏部類大久保一翁申合、精々説得之趣にて実に同意、是計之御良策は外に無之申居候。其御奈良原より種々談しを受け困り居候折柄と申居候。

一 元金沢前田一同浅野山内元紀州其外大中小追々示談之向、一向無異論同意に御坐候。

一 昨日蜂須賀林招き鉄銀二件子細々々申聞、元之旧主乍洋行中英国より建言青森迄鉄道建設云々申立も有之候処、僅か横浜東京七里間之鉄道のみに着被致、小生為国家百方苦心政府に内願、遂に三百有余里鉄道建設示談出来候、此上は大小得失此くの如く分明の処、何ぞ今日迄区々議論にのみ渡り空敷時日を費候哉と散々及議論候処速に水解、尚小室示談伊達始め篤と申合、必ず用意可致様可仕申居候。

右早々如此候也。

十月廿三日

具視

大隈参議殿  
追而別紙探索書入内覽候。

〔別紙〕

探索書

過日御尋の第一国立銀行は条令改正後資本金相募訳には無之、渋沢栄一の見込にて此程華族方へ銀行施設の事を右府公より御内諭有之し由聞込、其機会に乘し華族方に説き、第一銀行に合併し盛大を極め自分の榮暉を倍さんとの策にて、夫々華族方へ接し説示せんとの工夫なるよし。

国立銀行は一株金百円なれとも、当時売買の際には代金百四五円位の取引にて景況よろしく未だ名誉は墮落せざれとも、内実は是まで貸金抵当に取り置たる地券類或は物品等これ有り、未だ売却せざる品には多分の損毛の者

も有之由。其の中ち僥倖なるは昨年中抵当に請置し生糸の代価損分の処ろ、今年意外の高値にて残らす出品せし由。

29 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十二年六月十八日)

乍例愚子孫代筆高免。併し決而漏洩は不致候。

一 士族録券<sup>1</sup>抵当として借用金之一件、小生には実には士族之輩祖先伝来之家産子孫生活之道、俱に禄券買売之禁を許し証書を渡す之日、則得失之大なる者に関係之事と存し、終始熱心此事に候。先日も申入候通り貴卿御承認布告案以下取調之廉大木にも異存無之趣、乍去第二段録券<sup>2</sup>引当て貸金之義尚百方深く御考慮御依頼申候事に御坐候。

一 渋沢婦京之趣、京坂及び以西之起業公債景況如何哉

懸念に付、今日面上可承候得共尚賢慮も承知致度候事に御坐候。

一 参議御前伺候之当日侍補云云<sup>3</sup>之事、早く御同僚御申合之処承知致度候。

一 旧藩債私債に引請候華族各家之云云一件<sup>4</sup>、弥大木意見之通りにて玉乃始め同意にや承知致度候。

右之条々万々今朝面上可申承候得共、明十九日御参朝掛け七時拙宅へ乍御苦勞御立寄有之度、此段及御依頼候。

早々已上

六月十八日

具視

大隈参議殿

【史籍協会本】 1 録券↓禄券 2 録券↓禄券 3 云云↓

云々 4 云云一件↓云々の件

30 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十二)年八月二十八日

前略 今朝は持病困却不参遺憾之事に候。過日近衛兵事件之末紛紜浮説も候得共、前議之通り明後三十日御出輦、就而は中外警戒向今朝御評決之事と存候。尚精々御注意手抜け無之様希望之至りに候。

一 今朝申入候祿券云云<sup>1</sup>布告之儀、定めて速に発表相成候事と存候。若し今日施行不相成候は、明日施行御決定にや。此儀は終始熱心之儀、是非々々御出輦前発表無之ては、得失利害之上に於而甚大事と存候。

一 先年諸道官軍出張之華族月給残、弥貴卿留守中にても郷純造取計相成候旨、何率必ず御下知置有之度候。小生留守中柳原より掛合之筈に候。

一 南大路某之事早速御配慮深く忝く存候。申入候通り之行懸り内情に付精々速に御心配可被下候。

一 過日御廻し申候元内務省より伺書、則故内務卿申立官有地授産方法調書類何卒此者へ申出度、実は法制課

へ下付之分内々依頼借用致候儀に付、是非返却發途<sup>2</sup>之様申出候間分て御頼申候。

右要用のみ申入度如此候也。

八月廿八日

具視

大隈参議殿

【史籍協会本】 1云云↓云々 2發途↓發送

31 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十二)年三月八日

前略 昨日御評議今度被仰出候御趣意御沙汰書に相成候処、客歳北巡云云<sup>1</sup>右題言之処北巡より頓發思召つかれ候様にて如何之旨条公御懸念に付、別紙乙号之通り書改め候。亦ケ条書中官庁之二字官省と改められ候は、寺

島心付き之通り地方官より伺出等之手数無之可然とは又書改候。尚御意見承知致度如此候。

一 ケ様之義漏洩候ては遺憾に付来る十日には御発表相成度、明日休暇にも有之此段兼而申入置候。

一 内閣書記官置かれ候事丈は、同く十日御発表無之候ては諸事之運ひ不都合に付、是又如仰付候人体は中

村弘毅井上毅但し内務省兼勤金井之恭等に御坐候。

右之条々御意見も候は、御示し被下度候。御答無之候は、前文之通り取計可申候。扱又六戸議官支那公使被命候義差急候趣に付、今日か来十日には是非可被仰付候。

此段も申入置候。早々已上

三月八日

具視

大隈参議殿

追而別紙御沙汰書二通共此者へ御返却被下度候。早々已上

【史籍協会本】 一云云↓云々

32 岩倉具視書翰 大隈重信・山田顕義宛

(明治十二)年十一月二十八日

過日御談申入置候鉄道線変換之義に付滋賀県官上申別紙入御一覽候。吉井友実不日帰京必現場に就き申出之事と存候条、可然御熟議有之度候。且又自今鉄路線接続の目的一ケ年五十万円と定め、五ケ年にて日本里程五十里十ケ年にて百里云々之義被行候は、直接間接国家之洪益不可言事は各位御承知之義なから、此上厚く御考慮有之度偏に希望致候。此段申入度如此御坐候也。

十一月廿八日

具視

大隈重信殿

山田顕義殿

33 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十三) 年二月二十六日

今朝来臨忝存候。分離一件井上は申入候  
通り安心也跡人撰頗る困難、た  
めに瓦解も不可知形行、明朝御評議者一大事難者と存  
候。就而は明朝八時参集之事故、六時来車か小子より参  
上か何れに而も御決答願候也。

二 廿六

具視

大隈殿

実此際一言之上にも万の關係を生し候次第、此上はな  
らぬ堪忍に而も跡尽力御依頼申候事に候。以上

【史籍協会本】 1 御評議者↓御評議も

34 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治十三) 年二月二十六日

追啓 明朝御評議者瓦解否に關し候重事件に付、是  
非々々明朝六時より七時迄には来臨とも参上とも決着、  
御一筆可給候也。

二 廿六

具視

大隈殿

35 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治) 年六月三十日

前略 過日御依頼申候鍋島家々範書何卒内々借用致し  
度、此節旧中藩以上華族免角令扶征伐衆權を執らんとす

るの弊を生し候に付、一の方法を組立後來家産確実保護の方法相立度見込に付、是非共内々借用致し度候。勿論決而他見者不致又同家名者元より漏泄不致候間、呉々借用及御依頼候。此段一筆如此御坐候。已上

六月三十日

大隈重信殿

具視

36 岩倉具視書翰 大隈重信宛

(明治) 年九月十六日

一 兼て中御門從二位内願桂家金子申立之事、ケ様事に可然哉。右にて宜敷候得は明日徳大寺江申聞候心得に候。

一 右出願之上徳卿より正院江申立、別途御出方被願而可然事に哉。

一 国債証書は何つ比御渡し可相成哉。兔角宮内省迷惑に不成様無之而は不被行事と存候。

一 坊城預り金二万七八千ありと申事に候。尚書類取調三条申合、両三日中可相廻候。

一 宮内省当年定額七万円は御出しに可相成、外に昨年之分も御出し之様取計可致旨承候得とも、少々六ヶ敷相考候。乍去過日内話之通り、何時に而も御内分用御出方道さへ立候得者取計可致候。

一 坊城取計之口小生土方より請取の口等、実は入込面倒此上なし。爾來は三公にてか三職にてか内分取計口別段に何とか無之而は不叶事と存候。内史に而引受か大藏省にて忝人引請か何とか有之度候。先達而中山家拝借之分杯も無拗次第、是等も不体裁之者に候。右等尚面上御談可申候得とも、兼而御勘弁置可被下候。早々以上

九月十六日

具視

大隈参議殿

別紙勘定書一紙返上。○印式口丈宮内省江願立、外は尤証書にてよろしく候。以上

〔別紙①〕

桂宮御借財

一 金三千兩

孝明天皇様退散之女中方より預り

一 金三百兩

山本家より預り

但故小式部殿分

一 金三百兩

孝順院殿

妙染院殿より預り

一 金三百四拾兩

新三位局より預り

右之外略す。

符箋

外に金百九兩

桂宮講金御預け之分

合 金四百四拾九兩也

〔別紙②〕

桂宮江女中方より調達金御処分高

新債

一 金四百四拾兩

人数式人

此四朱利金三拾三兩八拾六錢七厘

合金 四百七拾三兩八拾六錢七厘

此御処分高金貳百八拾九兩五拾六錢

旧債

一 金三千六百兩

人数拾人

此御所分高金七百八拾五兩貳拾五錢四厘

符箋

合金千七拾四兩八拾壹錢四厘

## 37 大木喬任書翰 大隈重信宛

明治八年二月二日

独乙人レーマンハルトマン商会より旧会津藩中沢帯刀外二名へ係る銃器代価其外滞金請求詞訟一件、当省裁判所於而御省を被告とし御答弁可有之旨客歳及御掛合候に付、当省御雇米国人ヒール右一件被告代言人に被相立度旨を以云々、御問合之趣致承知候。然処右同人儀は当省裁判所於而予而顧問に相備置、殊に今般之事件等に至り候而者別而必用之者に付、何分御来示之趣差支候間此段御承知有之度、右御報に及候也。

明治八年二月二日

大隈大藏卿殿

大木司法卿

## 38 大木喬任書翰 大隈重信宛

明治十二年三月八日

高島炭坑一件に付上等裁判所へ控訴之末、同所に於て来る十一日裁決可申渡筈に御坐候。右裁決案之義は兼而及御談置候通、ヒートン氏草案に別に他意を加へ候ては不都合之義も有之、十分裁判官よりも打合之末同氏意見通り裁決致候方可然と判事に於ても見込候に付、右之通り可取計心得に御座候。然るに横文漸く今日受取翻訳も余程枚数多く相成可申に付、明後十日拙官太政官へ出頭之節持参可入貴覧存候に付、御差操同官へ御出頭被下度希候。最もヒートン氏意見にて十一日之裁決に無之而不相濟場合も有之候に付、此儀も御承知被下度候。右者兼而御談申置候儀も有之候に付此段申入置候也。

明治十二年三月八日

大隈参議殿

大木喬任

## 39 大久保利通書翰 大隈重信宛

(明治) 九年五月七日

明八日上野公園地開園に付御来車且雨天順延之儀申進置候処、連日之雨天に而路次悪敷候に付明八日之儀は晴雨に不拘延引致し、若し明八日晴天に候は、明後九日開園、明八日雨天に候は、猶日限之儀は更に可申進候間、左様御承知有之度、此段申進候也。

九年五月七日

大久保内務卿

大隈大藏卿殿

追而差出<sup>1</sup>置候切手之儀は<sup>2</sup>日限相違に者<sup>3</sup>候得共、明後九日御来車に候は、御持参有之度候也。

【大久保文書】 1 差出↓差出し 2 儀は↓儀者 3 に者↓

に

## 40 木戸孝允書翰 大隈重信宛

(明治四) 年一月十三日

大乱筆高恕。

新禧芽出度奉存候。先以御壮栄に御重歳大賀此事に御座候。二に弟是<sup>マ</sup>、<sup>1</sup>加年仕候間乍憚御放慮奉願候。さて去冬御高論拜聴尚逐々御晰も申上候通、必竟藩々兵力等を頼み各一小天地をなし割拠之姿に御座候而は免角進歩之目的も難相立、付而は今日之急務藩習を一掃し根軸之兵力訖度相立不申而は何事も実行相拵り不申候。浪華已来大久<sup>(係)</sup>江も十分相論し候処一模様出来仕候。已に先生にも関八州募兵之御論も有之、つゝまる処御根軸之処差急候訳に而、い細は面上ならては十之一も難相尽候得ども、兼而之御高論も有之候事に付不日東上万可申上候得と

も、此段一応申上置候。乍去御面上仕候までは何事も御  
内密に奉願候。草々頓首拜

正月十三日夜

允

築地老兄御内拆

【史籍協会本】 1是↓事

〔編者註〕 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第一卷一九七

頁には明治三年一月十三日とあり。